

(3) 教職実践に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目		必修選択の別		単位数	週時間	受講年次	学期	授業内容	備考
	科目番号	科目名	学校教育							
			小コース	中コース						
科目	科目番号	科目名	小コース	中コース	単位数	週時間	受講年次	学期	授業内容	備考
教育実習	教職151	介護等体験指導	選必	選必	1	0-2	1	後	介護等体験のための事前指導	1科目必修
	教共151	介護等体験指導	選必	選必	1	0-2	1	後	介護等体験のための事前指導	
	教職161	教職体験Ⅰ(小)	選必	選必	1	0-2	1	後	主として附属小学校での実習参加型観察することを目的とする	* (注) 1科目必修
	教職162	教職体験Ⅰ	選必	選必	1	0-2	1	後	主として附属中学校での実習参加型観察することを目的とする	
	教職261	教職体験Ⅱ(小)	選必	選必	1	0-2	2	前	公立小学校等での実習参加型観察することを目的とする	* (注) 1科目必修
	教職262	教職体験Ⅱ	選必	選必	1	0-2	2	前	公立中学校等での実習参加型観察することを目的とする	
	子215	子ども学フィールドワークⅠ	選必	選必	2	0-2	2	前	多様な学びの文化を、特定の「場＝フィールド」を通して考察し、同時代的・創造的な教育プログラムについて実践探求する	子ども教育開発
	特支207	インクルーシブ教育フィールドワーク	選必	選必	1	0-2	2	後	公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のいずれかでの、実習参加型観察することを目的とする	特別支援教育
	教職360	学校教育実践研究(小)	必	自	1	0-2	3	通年	小学校教育実習のための事前事後指導	
	教職361	小学校教育実習A	必	—	4	4週間	3	前	附属小学校における教壇実践その他。「学校教育実践研究(小)」を同時履修のこと	
	教職461	小学校教育実習B	選	自	2	2週間	4	前・後	公立等小学校における教育実習	
	教職462	小学校教育実習C	自	自	4	4週間	4	前・後	公立等小学校における教育実習	
	教職481	幼稚園教育実習A	自	自	4	4週間	4	前・後	公立等幼稚園における教育実習	
	教職482	幼稚園教育実習B	自	自	2	2週間	4	前・後	公立等幼稚園における教育実習	
教職370	学校教育実践研究	自	必	1	0-2	3	通年	中学校教育実習のための事前事後指導		
教職371	中学校教育実習A	—	必	4	4週間	3	前	附属中学校における教壇実践その他。「学校教育実践研究」を同時履修のこと		
教職471	中学校教育実習B	自	選	2	2週間	4	前・後	公立等中学校における教育実習		
教職472	中学校教育実習C	自	自	4	3週間	4	前・後	公立等中学校における教育実習		
教職473	高等学校教育実習	自	自	2	2週間	4	前・後	公立等高等学校における教育実習		
教職実践演習	教共401	教職実践研究	自	自	1	0-1	4	前・後	教職実践演習へ向けての予備的授業	教職実践演習クラスによっては登録条件科目
	教職491	教職実践演習	必	必	2	0-2	4	前・後	教員として必要な最小限の資質能力を形成し、確認しあう。	登録前提科目を履修済であること
	教共354	離島・へき地校体験実習	自	自	2	0-4	3~4	前又は後	一定期間滞在しながら離島・へき地学校における現場体験をとうして教育課題を考える	

* (注) 特別支援教育コースについて、小選は教職体験Ⅰ(小)・教職体験Ⅱ(小)必修。中選は教職体験Ⅰ・教職体験Ⅱ必修

1. 教育実習の登録条件

① 学校教育教員養成課程の附属小学校実習

- 1) 「教職入門」並びに「教育原理」を履修済みであること。
- 2) 「教育心理学」・「教育課程(教諭)」・「教育方法(教諭)」が履修済み又は同時履修すること。
- 3) 「道徳教育の研究(教諭)」又は「道徳心理学(教諭)」を履修済み又は同時履修すること。
- 4) 「小学校9教科」12単位(特別支援教育専修は6単位)以上並びに「教科の指導法」8単位以上を履修済み又は同時履修すること。
- 5) 「生徒指導論(進路指導含む)(教諭)」を履修済み又は同時履修すること。
- 6) 「教育相談(教諭)」又は「学校カウンセリング(教諭)」を履修済み又は同時履修すること。
- 7) 「介護等体験指導」・「教職体験Ⅰ(小)」又は「教職体験Ⅰ」・「教職体験Ⅱ(小)」又は「教職体験Ⅱ」(※子ども教育開発専修においては「子ども学フィールドワークⅠ」、特別支援教育専攻においては「インクルーシブ教育フィールドワーク」)を履修済みであること。
- 8) 「学校教育実践研究(小)」を同時履修すること。

② 学校教育教員養成課程の附属中学校実習

- 1) 「教職研究」並びに「教育原理」を履修済みであること。
- 2) 「教育心理学」・「教育課程(教諭)」・「教育方法(教諭)」が履修済み又は同時履修すること。
- 3) 「道德教育の研究(教諭)」を履修済み又は同時履修すること。
- 4) 「教科に関する科目」14単位以上並びに「教科の指導法」2単位以上を履修済み又は同時履修すること。
- 5) 「生徒指導論(進路指導含む)(教諭)」を履修済み又は同時履修すること。
- 6) 「教育相談(教諭)」、「学校カウンセリング(教諭)」又は、「進路指導の心理学」を履修済み又は同時履修すること。
- 7) 「介護等体験指導」・「教職体験Ⅰ(小)」又は「教職体験Ⅰ」・「教職体験Ⅱ(小)」又は「教職体験Ⅱ」(※子ども教育開発専修においては「子ども学フィールドワークⅠ」、特別支援教育専攻においては「インクルーシブ教育フィールドワーク」)を履修済みであること。
- 8) 「学校教育実践研究」を同時履修すること。

③ 学校教育教員養成課程の公立等実習(副免等)

- 1) 附属学校の教育実習を履修済みであること。
- 2) 当該免許に係る「教育課程及び指導法に関する科目」を履修済み又は同時履修すること。
- 3) 当該免許に係る「生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目」を履修済み又は同時履修すること。

④ 幼稚園教育実習

- 1) 小学校教育実習を履修済み又は同時履修すること。
- 2) 「幼稚園教育課程の編成方法」及び「幼児の教育方法」を履修済みであること。
- 3) 「幼稚園教育基礎実践」(事前指導科目)を履修済みであること。

2. 教職実践演習の登録条件

- 1) 卒業要件の免許(原則として小学校教育コースにあつては小一種又は中学校教育コースにあつては中一種など)必須科目を履修済みであること。
※必須科目には共通教育科目「憲法概論」・「情報科学演習」・「健康・スポーツ科学」又は「運動・スポーツ科学」・外国語科目(大学英語等)を含む。
(上記、共通教育等科目は教員免許法施行規則第66条の6に該当する科目である)
※「教職実践研究」を履修済みであることが登録条件のクラスあり。